平成２４年（フ）第１７３２号
北海道岩内郡岩内町字敷島内695番地
破産者　株式会社観光かとう
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５６９号
札幌市白石区菊水元町８条１丁目８番12号
破産者　有限会社ネイティブ
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３８号
栃木県大田原市実取769番地　市営実取団地116号
破産者　中野　三男
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第３２４号
川崎市高津区久地１丁目19番ガーデンパレス華８―602号
破産者　有限会社梅林建設
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２１７２号
愛知県小牧市小木東１丁目81番地
破産者　株式会社菱和エンジニアリング
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３５５号
名古屋市東区葵１丁目18番32号
破産者　株式会社ワイズプロ
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７７号
三重県三重郡菰野町大字菰野1022番地９、前住所三重県三重郡菰野町大字神森787番地10
破産者　野田　大介
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第６９４８号
大阪市浪速区敷津西１丁目８番13号
破産者　株式会社大阪通信工業
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６５４号
大阪市中央区南船場４丁目４番３号
破産者　有限会社チェルシーガーヴ
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６７３号
大阪市北区西天満３丁目３番７号
破産者　株式会社シーディス
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８１４号
大阪府八尾市光町２丁目60番地西武八尾店５Ｆ
破産者　株式会社カマダ・コーポレーション
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０４号
兵庫県伊丹市昆陽東３丁目５番８号
破産者　ジャクストロン有限会社
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第６１１号
兵庫県姫路市宮西町４丁目７番１号
破産者　株式会社シンケン
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３１３号
岡山市北区富原1051番地の１
破産者　有限会社イー・ケー・フーズ
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１４号
岡山市北区富原1051番地の１
破産者　齋藤　和彦（旧姓森元）
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１５号
岡山市北区富原1051番地の１
破産者　齋藤　栄子（旧姓森元）
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４０号
岡山市北区建部町建部上63番地
破産者　兵後　和正
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８７号
佐賀県鳥栖市藤木町字若桜１番地40
破産者　九州合同貨物有限会社
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８号
鹿児島市新屋敷町１番19号　セシオン萩原702号
破産者　稲冨　昌代
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２４５号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目32番21号ガーデンパレス東興202号
破産者　山下　猛宏
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
沖縄県那覇市久米２丁目３番14号　山京久米ビル
破産者　株式会社さびい
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第５３４号
東京都武蔵野市境南町２―28―13ツインピークス・ノース302号、住民票上の住所東京都武蔵野市境南町２丁目28番13号ツィン．ピークスＡ
破産者　大橋　太樹
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部